

平成20年2月14日

PiTaPa の利用額割引を拡大！「シニア60プラン」を導入します

～ アクティブシニア層のお出かけを応援～

近鉄では、3月1日から、満60歳以上の方を対象に、PiTaPa カードでの近鉄線ご利用分に対する利用額割引サービスを従来より拡大した「シニア60プラン」を導入しますのでお知らせします。

従来の利用額割引サービスでは、PiTaPa での1ヶ月当たり近鉄線ご利用額が3,000円を超えた場合に、3,000円を超える金額に対して10%の割引を行っていますが、今回導入する「シニア60プラン」では、登録いただいた満60歳以上の方を対象に、1,000円を超える金額に対して10%の割引を適用します。（下記図参照）

60歳を超えてますます元気なアクティブシニア層の方に、神社仏閣巡りや自然探索、またはショッピングなど近鉄沿線でのお出かけをこれまで以上に楽しんでいただきたいと思います。

記

1. 「シニア60プラン」の概要

期間中に登録いただいた満60歳以上の方を対象として、1か月（1日～末日）の PiTaPa カードでの近鉄線ご利用額が1,000円を超えた場合に、1,000円を超えた金額に対して10%の割引を適用します。

「シニア60プラン」

ご利用額/月	お支払い額
0円	0円（定額料不要）
1円～1,000円	定額料1,000円
1,001円以上	1,000円 + 1,000円を超えた額の90%

（参考）従来からの利用額割引

ご利用額/月	お支払い額
0円	0円
1円～3,000円	ご利用額
3,001円以上	3,000円 + 3,000円を超えた額の90%

「シニア60プラン」に登録いただいた場合、1ヶ月のご利用が1,000円未満の場合でも定額で1,000円がかかります。但し、ご利用額が0円の場合には定額料は不要です。

2. 実施期間 平成20年3月1日（土）～平成21年2月28日（土）

3. 利用条件 満60歳以上の方

4. ご登録方法

PiTaPa カード、年齢を証明する公的書類（免許証など）登録申込書（リーフレット中面）をご持参のうえ、近鉄の定期券発売駅へお申し込みください。

- ・ご登録期間 平成20年2月16日（土）～平成21年2月15日（日）
- ・申込日が1日～15日の場合は、適用開始月を当月または翌月のどちらか選択できます。16日～末日の場合は翌月からの適用となります。適用終了月は、平成21年2月までの任意の月を選択できます。
- ・PiTaPa 会員ご本人がお申し込みください。